

第 2 回 議事要旨

■日 時：2020（令和 2）年 6 月 29 日（月）13:00～15:00

■場 所：砂防会館別館 1 階 大会議室＋We b 会議

■議 事：

1. 開会

2. 国土交通省挨拶

➤ 国土交通省住宅局建築指導課 眞鍋局長 挨拶

国土交通省住宅局長の眞鍋でございます。本日は 2 回目の高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会、そして小規模店舗ワーキングの合同開催にあたり、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から原則としてウェブ上での開催とし、座長をお務め頂いております高橋先生、そして私ども事務局、ご希望のあった団体委員の方々に限りまして会議室にお集まり頂き、開催とさせていただきます。ウェブ上の会議ということでございまして、準備には万全を期しておりますが、それでもご不便をおかけすることがある場合には、どうかご容赦頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1 つ大きな報告があります。先の通常国会におきまして、バリアフリー法の改正が行われました。その内容は、公共交通事業者等におけるソフト対策の取組の強化、国民に向けた広報啓発の推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大といった内容になります。バリアフリー基準の適合義務の対象拡大については、建築分野におけるバリアフリー義務化の対象として公立の小中学校を追加するという改正を行っています。今後、文部科学省において具体的な整備目標を定めて取り組んでいくこととしています。

さて、本日のこの検討会については、前回に引き続き 3 つのテーマを掲げております。1 つ目が小規模店舗のバリアフリー化に関すること、2 つ目が重度の障害、介助者等への対応に関すること、3 つ目が設計の事例集の充実に関すること、以上 3 点です。前回に引き続き事務局にて検討を進めておりますとともに、委員の先生方にもいろいろとご示唆を頂いております。これらの取りまとめ状況をご報告し、ご意見を頂ければと考えています。

先の国会の法案審議におきましても、本検討会のテーマの 1 つである小規模店舗のバリアフリー化について、国会議員の先生方より様々なご指摘やご意見を頂戴しております。赤羽国土交通大臣からも、まずは関係者が一堂に会したこの検討会において小規模店舗についてのバリアフリーについての共通認識を持つ、そうしたことが重要であると答弁したところです。是非とも各委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、活発なご審議の下、実りある成果を取りまとめて頂くことをお願い申し上げまして、簡単な挨拶でございますが、私からの冒頭の言葉とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 議事

【事務局】

- これより、先の議事の進行につきましては、座長である高橋先生にお願いしたいと思います。高橋先生、どうぞ宜しくお願いします。

【高橋座長】

- 議事次第に従いまして進めさせていただきます。(1) 建築設計標準改正の考え方、(2) 重度の障害・介助者等への対応について、(3) 設計事例集についてまでの説明を頂きまして、その後(4)の小規模店舗のバリアフリー化についての資料説明に入っていきたいと思います。その都度、意見交換を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(1) 建築設計標準改正の考え方(案)

(2) 重度の障害、介助者等への対応について

(3) 設計事例集について

- 資料2 建築設計標準改正の考え方(案)
- 資料3 重度の障害、介助者等への対応について
- 資料4 設計事例集について

事務局(国土交通省住宅局建築指導課 高木推進官)より説明

- ・資料2については、検討スケジュール、本検討会における建築設計標準への反映方法、改正内容の反映方法について概要説明。
- ・資料3については、現状の課題整理と検討の方向性、便所・洗面所に係る改正内容(たたき台)について概要説明。
- ・資料4については、現状の課題整理と検討の方向性、国立競技場の設計事例と追加、歴史的建造物の優良事例に関する紹介、バリアフリー整備の在り方の改正内容(たたき台)について概要説明。

【東洋大学 高橋座長】

- 資料2、3、4について、質疑応答をさせていただきます。発言する際は挙手等をして頂きまして、こちらからご指名させて頂いた方より順番にご発言をお願いします。会場の方はマイクを使ってご発言して下さい。ウェブ参加の方はZoom機能にて挙手をして下さい。発言時以外はマイクがミュートですので、指名されて発言する際にはマイクをオンにしてください。なお、資料番号等も併せてお示し頂きながら質問して頂きますと助かります。よろしくお願いします。

【全日本ろうあ連盟 唯藤委員】

- 前回の会議で出した要望を加えて頂き、ありがとうございます。
- 資料3の3ページの案内表示、手話マークについて、既に幾つかの行政、役所等で手話マークを掲示されています。我々連盟の方から何年か前より掲載してほしいという要望をずっと出し続けております。行政で設置されてある例としては、埼玉県東松山市、千葉県浦安市、愛知県安城市、刈谷市、西尾市、福井県敦賀市、広島県福山市、愛知県弥富市ほか、政府広報等のホームページに掲載されています。以前と比較して、各地で設置が増えている状況がありますので、是非ともこの資料に載せて頂きたいということを強くお願いしたいと思います。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員代理(三宅)】

- 便房の設備、特に多機能トイレについて意見を申し上げます。視覚障害の方も多機能トイレを利用されますが、使用状態にあるのかどうか分からないという声が寄せられています。また、便房内に入ったときに、スペースが広いため、なかなか位置関係がつかみづらいという意見があります。使用の可否を表すボタンの音声案内、あるいは、中の設備の簡単な位置関係だけでも音声案内するような機能(詳細なものは特に必要としません)を、多機能トイレにつけて頂くことをお願いしたいと考えます。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- 資料3のトイレについて、設計標準2－81ページの2. 7. 3簡易型機能を備えた便房の設計標準に車椅子使用者用簡易便房の記載があります。基本的にスペースがあるトイレには、是非一般の便房の中に簡易型機能を備えた便房を男女それぞれに1か所ずつ設置して頂きたい。
- 先日、高輪ゲートウェイ駅に行きましたが、多機能トイレが2つありました。しかし、男女それぞれの便房の中には簡易型機能を備えた便房（車椅子使用者用簡易便房）はありませんでした。簡易型機能を備えた便房は、多機能トイレに集中する利用者を分散できるという意味で非常に有効だと思います。東京メトロや都営地下鉄ではトイレを改修する際に、スペースのある所では簡易型を必ず整備しており、これによって、例えばスーツケースを持った人や、ベビーカーを連れた方とかが簡易型を使うこともできます。また、私のように手動車椅子、それほど大きくない車椅子は、1人で使う場合は簡易型でも使えます。そうすると多機能トイレの利用が分散できるので、いつ行っても使用中で使えない多機能トイレとならない意味で大変よいと考えます。設計標準の記載として、スペースがあるのであれば極力簡易型を作って欲しいという書きぶりを加えて頂きたいと思います。

【東洋大学 菅原委員】

- 資料3の5ページ、多機能トイレの主な改正事項の①にある「200センチ以上にする」という記述について、最終的な設計標準アウトプットの中には、「リクライニング式の電動車椅子使用者や介助者等の利用が、困難な場合があるため」といった理由や、使い方の多様性といったような特徴について書き添えておいた方がよいと思います。改正のモデル例の1つ上に黒ポチで記載されている「介助者の同伴等、多様な動作が可能なスペースを確保する」の「多様な動作」の中に含まれているのだと思いますが、ここを少し丁寧に説明することで、200センチ以上にすることのバックグラウンドが読み取れるのではないかと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 4人の方からご意見、ご提案を頂きましたので、事務局の方でお答えできる範囲でお願いします。唯藤委員からは手話マークの件、そして日視連の三宅委員からは多機能トイレで視覚障害者の人も利用することがある、位置関係あるいは使用の可否についての音声案内等についての配慮はどうかということ、DPIの佐藤委員からは簡易多機能も設けてほしいということ、菅原委員からはリクライニング等の多様な利用の仕方、想定を書く必要があるのではないかと4つの意見がありました。いかがでしょうか。

【事務局（国土交通省）】

- ご意見、ありがとうございます。事務局として、それぞれについてご回答いたします。基本的にはこれはまだ現在検討している段階なので、皆様から頂いたご意見、幅広く頂いて、検討の中に反映していきたいと考えています。
- ろうあ連盟の唯藤委員より頂いた手話マークの件については、どれぐらい普及しているかも関係してくるかと考えており、座長ともご相談させて頂きながら対応を検討していきたいと思います。
- 日視連の三宅委員よりご意見頂きました多機能トイレに視覚障害者対応の音声案内については、今後記載について検討していきたいと思います。
- DPIの佐藤委員よりご意見頂いた簡易型機能を備えた便房について男女別のトイレに設けることが望ましいという記載をすべき、につきましても検討させて頂ければと思います。
- 東洋大学の菅原委員から頂いた、きちんと改正の内容の中に理由を、バックグラウンドを書いた方

がよいのではないかというご指摘についても取り込んでいきたいと考えています。

(4) 小規模店舗のバリアフリー化について

●資料5 小規模店舗のバリアフリー化について

事務局（国土交通省住宅局建築指導課 高木推進官）より説明

- ・資料5については、現状の課題整理と検討の方向性、改正内容について（たたき台）について概要説明。

【東洋大学 高橋座長】

- これから質疑応答を進めていきたいと思います。先ほどと同じようにお声がけ、あるいは挙手等をして頂きながら進めたいと思います。こちらの方で順番を指名させていただきます。
- ページがたくさんありますので、最初に資料5の2ページから、現状の課題と検討の方向性、検討の進め方（案）など、8ページまでについてご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- いろいろ細かく検討して頂いてありがとうございます。考え方が工夫されていると思いました。
- まず規模と業種について、8ページに業種ごとにそれぞれどのぐらいの規模なのかを表で示して頂き、確かに業種によって大体このぐらいの大きさだということが分かりました。
- 3ページの【規模区分】の例では、300㎡未満、300㎡～1,000㎡未満、1,000㎡～2,000㎡未満という3つの分類が提示されていますが、もう少し細かく分けた方がよいのではないかと考えます。例えば、ファミリーレストランは約200㎡～300㎡で、飲食店の中では結構広さがある方となります。それよりも日常的に使う小規模なお店というのは100㎡未満が多いと思いますので、100㎡ぐらいで1つ区切る必要があるのではないかと思います。
- 私のイメージは、店舗の大きさに関係なく、全ての店舗でまず必ずやらなければいけないポイントが幾つかあると考えています。まず1つは段差の解消です。段差があれば店舗に入れませんので、小さいお店でも必ず段差は解消して頂きたい。
- 2つ目がドアの幅です。80センチぐらいあれば、大きい車椅子でも入れますのでドアの幅を確保して頂きたい。
- 3つ目に店舗内の椅子について、固定椅子だと食事できる所がなくなってしまうので、固定椅子はどの業態でも基本的にやめて頂きたい。動かせる椅子にして、車椅子が入るときは椅子を取って座れるようにして頂きたい。これらについては最低限として、一番小さい規模からでも是非必ずやって頂きたいことになります。
- これに加えて、規模が大きくなった場合は、例えば、100㎡を超えて300㎡ぐらいになったら簡易型機能を備えた便房、あるいは多機能トイレを設ける、というようにプラスして設置すればよいと思います。
- テーブルについて1以上とありますが、客席に応じて比率を決めて増やしていくというのがいいのではないかと思います。私が行くお店に、車椅子が入れるというテーブルが1か所だけというお店があるのですが、そこをほかのお客さんが使っている場合、私はここしか使えないので、申し訳ないけど、他の空いている席に替わってほしいと頼みます。大抵は替わってくれますが、私は2回ほど嫌だと言われたことがあります。そうするともう利用できないわけです。ですから、小さい規模であれば1か所でいいと思うのですが、ある程度大きくなっていったら複数箇所という考え方が必

要なのではないかと考えます。

- まとめますと、まず規模に関係なく「段差を解消する」、「ドア幅を一定の広さにする」、「固定の椅子をつくらずに可動式の椅子にする」、そして「広さに応じて簡易型機能を備えた便房とか多機能トイレを設置したり、使えるテーブルを増やしたり、あるいは通路幅も一定の規模に広げる」ということが必要だと思います。

【不動産協会 吉田委員】

- 多くの意見を反映して頂き、ありがとうございます。いくつか気になった点を申し上げます。
- まず資料5の10ページの表のA7便所・洗面所について、「車椅子使用者用便房は1階ではなくて地下1階であることが多い」と記載されていることに関してです。以前、車椅子使用者用便房は、地下1階でも構いませんということを申し上げましたが、大規模ビルですと地下に下りるメイン動線が全部エスカレーターで、裏動線にしかエレベーターがない場合が時々ございます。その場合、地下1階のトイレを見つけるのが大変難しいということがありますので、地下1階に車椅子使用者用便房を設置する場合には、1階のトイレのところに「ここにあります」という案内図かをつけていただけると非常に助かるということを付け加えさせていただきます。
- 20ページの駐車場（1）についてです。私はマンションの企画においてバリアフリーのチェックをしています。その際にマンションの裏動線とかサブ動線など、人の出入りの少ない場合に関しては、車椅子使用者の乗降スペースと通路と兼ねて構わないと考え、物件でその考え方を導入しているものもあります。一方で、あまりに人が多い場合、小さい店舗でも通路を通る人が多い場合には、乗降スペースと通路を兼用することは向かないのではないかと考えます。
- 21ページの駐車場（2）について、これまで通常よく用いられてきていたのがゼブラゾーンを左の端に設ける方法で、そうすると1台しか使えない。今後住宅に関しては高齢社会になって車椅子の使用頻度があがると考えられ、この右図のようにゼブラゾーンの位置をずらすことで、通常1台の設定でも2台使えることになり、実際に企画しているマンションにも導入しています。ただし、左の図で3台確保しているのを、1台に減らすという意図ではないことについてご理解頂きたい。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 8ページの図が非常に分かりやすいと思います。私たちはこの図の100㎡程度の、例えばラーメン店やお寿司屋さんのようなお店を利用したいのです。私は近所のお寿司屋さんに行くことができますが、私の行くお店は電動車椅子だと特定の席にしか着くことができないため、前もって電話しておき、必ずそこを空けておいてくれるようになっています。
- 小さい店舗であっても27ページにあるようなローカウンターをつくるなど、私たち車椅子使用者が行っても利用できるようにして頂きたいです。こういう形だったら利用できる、この一部分だけでも障害者が利用できる、100㎡、200㎡の狭いお店でも利用できるという、設計事例やモデルとして示して頂きたいです。

【東洋大学 高橋座長】

- 事務局の方から簡単にもしご回答等がありましたらお願いしたいと思います。

【事務局（国土交通省）】

- D P I の佐藤委員より8ページの図に関連して、もう少し平米数を意識した整備を検討した方がいいのではないかとのご指摘を頂いたかと思います。床面積について、意識していないわけではなくて、先ほどまさにご指摘のありました100㎡、200㎡といったような店舗について、それぞれの店舗に応じた設備、建具や通路幅の在り方というのをしっかりと検討していく必要があると考え

ています。しかし、100㎡だったら必ずこう、200㎡だったら必ずこうというものを示してしまうと、業態に応じて中身が変わってくることもあるので、単純に床面積だけを前面に押し出したような書き方は逆にしない方が、より丁寧な対応、ソフト対応も含めた丁寧な対応を誘導していいのではないかというご提案をさせて頂きました。頂いたご意見のとおり、だんだんと規模が大きくなるにつれてやれることが増えていくので、それに応じてしっかりと設計標準で書き分けるべきというご指摘を踏まえ、対応していければと考えています。

- 全脊連の大濱委員からは、8ページの図は非常に分かりやすいとご発言頂き、ありがとうございます。これに関連し、今後その事例などをしっかりと盛り込んだものにしていくべきではないかというご意見頂きました。事例をしっかりと入れ込んだ設計標準にしていくよう取り組んでおりますので、皆様のお役に立てるものになるよう、引き続き皆様方からのご意見を頂戴しながら進めてまいります。
- 不動産協会の吉田委員よりご意見ありました10ページの車椅子用の便房が地下1階にあることが多いということに関連し、加えて、地下1階に車椅子便房があることの案内図をしっかりとつけるような誘導をしていくべきではないかというご指摘を頂戴いたしました。非常に大事なことだと考えておりますので、今後設計例を追加することなどで対応していきたいと考えます。

【東洋大学 高橋座長】

- DPIの佐藤委員よりご意見ありました規模に関係なく共通で必要となる部分について、どう実行方策のところにつなげていくかが最終的にとても重要となります。権利関係とか所有関係なども大きく影響してくるので、ここではなかなか書き切れないところもありますが、後半の方で技術的な側面の議論が入ってくるので、そういったことも視野に入れる必要があります。単純に面積ではないことは間違いないが、敷地や建坪が狭くて面積から制限を受けざるを得ないという部分もあると思うので、その場合の工夫を設計標準の中で示せればと思います。
- それでは、9ページ以降のヒアリングについての中間報告も含めまして、具体的な技術的な小規模の改正内容についてのたたき台Aのゾーン、24ページの案内表示までで、ご意見、ご質問お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員代理（三宅）】

- 19ページのA1：敷地内通路（2）に、視覚障害者に対して入口のチャイム音が有効であるというような例が示されています。チャイムとは、駅などで鳴っているようなものを想像する方もいらっしゃるかもしれませんが、私たちの中では、メロディー的なものを使われている店舗は、その店舗をととても特定しやすいという意見を頂いております。それが例えばチェーン店ならばなおさらのことで、「あつ、ここで鳴っているからここに店がある」とすぐ分かる目安になるということがあります。ここの記載もチャイムとするのか、あるいはお店を特定するにはメロディーも有効といったことを付け加えられるのかについて、検討して頂ければと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 是非事例みたいものがありましたらご紹介頂ければと思います。よろしくお願いいたします。
- リモート参加の方々も遠慮なく手を挙げて、あるいはマイクオンにして頂いてご発言下さい。

【国土技術政策総合研究所 布田委員】

- 21ページのA2：駐車場（2）の右側の図に、前向き駐車をすればという記載がありますが、これを事例として載せるということについて、実際にこれを建築設計標準のモデル例として示すという意味では少し議論が必要なのではないかと感じました。

- 23ページのA3：建築物の出入口に、モデル例として提示されている自動ドアについてです。衝突防止対策が記載されていますが、盲導犬がガラス戸とガラスの壁が連続しているときに、なかなか開口部を認識しづらく、どこに入っていけばいいのか分からないという話を聞いたことがあります。例えば盲導犬に対する配慮みたいなことをここに書き込んではどうかについて、提案させて頂きたいと思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- 冒頭で概要を説明して頂いて全体像が把握できました。ありがとうございます。
- Aの駐車場の件について意見を述べたいと思います。ロードサイドタイプの小規模店舗の駐車場に絡むと思うのですが、直接的ではないにしてもコインパーキングについての課題があると考えております。実際に我々車椅子のメンバーがロードサイドタイプのお店を使うときに、必ずロードサイドタイプのお店に駐車場があるとは限りません。駅前などの密集した地域でもコインパーキングがあるので、近隣のコインパーキングに止めるというパターンが多いです。コインパーキングの利用に関する困り事としては、センターフラップの位置関係で車椅子が降ろせない、いわゆる障害者用のスペースが少ない、集中精算機みたいなところのバリアフリー化がなされていない、などがあります。将来的にでもいいのでコインパーキングについて検討課題に入れて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 近年ではコインパーキングも500㎡を超えない小さいものが多数あるので、小規模施設に入るかもしれません。また、建物に附帯していないのをどう扱うかということもありますが、事務局からご説明頂ければと思います。
- 三宅委員からのご意見の、出入口のチャイム、メロディーに関しては、事例が示せるとよいと思います。布田委員からは、駐車場の事例、盲導犬への配慮について、小規模店舗等でどうかということ。岩崎委員からは、ロードサイドタイプの店舗で駐車場が近くの有料駐車場、コインパーキングを利用する際の問題についても取り扱えないだろうかという、そういうご意見でした。

【事務局（国土交通省）】

- 先ほどの不動協の吉田委員からのご意見も併せてご説明させて頂ければと思います。
- 20ページA2：駐車場（1）について、建築物の出入口について人の出入りがあまりに多い場合には支障があるので、多い場合には向かない、とのご指摘がありました。どのような記載ができるか、またご相談させて頂きながら検討したいと思います。
- 21ページA2：駐車場（2）の図について、左側のモデル例が右側のモデル例に置き換わるのであれば、誤解を生むのではないかと、とのご指摘がありました。私どもの説明が不十分だったかもしれませんが、小規模店舗のモデル例は現在、記載されていないので、記載がないところに対して新たに記載するということになります。左側の図は大規模な場合の施設整備の例として参考で掲載させて頂いたものです。誤解がないように掲載していきたいと思います。
- 日視連の三宅委員からのご意見は、24ページA3：建築物の出入り口（たたき台）に掲載している「チャイム」について、チェーン店などで入店時の音についてはメロディーというようなことも書き込んでいってはどうかということでしたので、そうした方向で検討させて頂ければと思います。
- 国総研の布田委員からのご意見の1つ目にありました、23ページA2：駐車場（2）、前向きの駐車場の記載について、私どももどこまで書くかを逡巡するところもあったのですが、あくまで運用の工夫という形で皆さまに検討をお願いできればということで、あえて載せさせて頂きました。こ

ういったどこまで建築設計標準に掲載するかが際どいようなところについても、しっかりと検討することで省スペース化、もしくは小規模店舗なりの整備といったものが一つ一つ実現していくのかなと思っています。事務局としては、皆様の合意が得られれば、小規模店舗の建築設計標準として載せてみてはどうかと考えてご提案させて頂いたものです。

- 23ページA3：建築物の出入口の全面ガラスの壁や戸について、盲導犬が開口部を認識しづらいというご指摘については、実態を確認のうえ、追加することについて検討させて頂ければと思います。
- 最後に日本パラリンピアンズ協会の岩崎委員からご意見頂いたコインパーキングについて、小規模の店舗を使うときに、小規模の店舗に駐車場が付置されてない場合に、結果的にコインパーキングを使うことがあるが、バリアフリー化が進んでいないとのご指摘でした。コインパーキングについては、建築物に付属するものではないため、建築物のバリアフリーという観点で取り組むのは難しいと思いますが、一方で店舗を利用するときに必要になることもあるので、コインパーキングを実際に取り扱っている国土交通省内の部局でどのような検討をしているのかということも併せて、建築設計標準に何が書けるかを検討していきたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- コインパーキングについては、例えば同一敷地内でも有料化してサービス券を発行するタイプなども出てきていますので、敷地外だけではないかもしれません。その辺りも含めて検討しなければいけないかもしれませんので、ご検討よろしく願いいたします。
- それでは、資料5の25ページ以降、Bの店舗内のところからソフト面の対応についてまででご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【日本視覚障害者団体連合 橋井委員代理（三宅）】

- BとCの両方に係ってくる意見になります。まず25ページB3：通路＋商品棚について、ロービジョンの方がスーパーマーケットなど、いろいろな所へ物を買いに行ったときに、高い所や低い所にある物が非常に見えにくいのがゆえに選びにくいという困り事があります。物が見づらだけでなく、値札も見えないという指摘があります。こういった陳列の仕方、値札のつけ方について、こういう形で見やすい、配慮をしているというような、陳列棚の好事例について、是非載せて頂きたい。視覚障害者以外の方でも低い位置は見えにくいという状況があるかと思いますが、そういった配慮面について記載して頂きたいと思います。
- 今のコロナ禍において、視覚障害者にとって非常に困っているのが、待機列についてです。規模の大小に関わらず待機列の出発位置のラインが分からない、あるいは例えば2メートル、1メートルの間隔を空けて並んで下さいということで線が引かれたりしているようですが、その線が見えにくいということがあり、ソーシャルディスタンスがなかなか保てないという困り事の意見が寄せられています。待機列のラインを引くとか、間隔をあけるという場合のサインを示すときの配慮についても掲載を検討してはどうか。待機列については、店舗内であれば、係員の方の配慮でカバーできることもあると思います。待機列で、例えば自分の番が来てもなかなかそれに気づきにくい場合などは、優先的に対応するということはないかと思いますが、声掛けするなど、その人の番が来たときに適切な対応をすとか、適切に待ってもらおうということについても、Cのところでも何か掲載頂ければと思います。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- 26ページB4：通路＋客席について、固定の椅子は駄目だということを明確に示して頂きたいと

思います。

- 国際パラリンピック委員会が出しているバリアフリーのガイドライン I P C のアクセシビリティガイドに書いてあったと思うのですが、テーブルも可動式にしない、仕切りも固定で動かさない仕切りは駄目ですという記述があったと思います。車椅子でお店に入ったときに、テーブルを動かせるとても使いやすいというか、入れるようになるのです。置いたままだと、もうそこで車椅子がはみ出てしまい使えない場合が多いのが、テーブルを少し動かしたら、通路も確保できて入れるということがあります。椅子もテーブルも動かせるというのは大変大事なので、そういう記述も必要だと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- テーブルの可動については現行の設計標準の中でも少し触れていたかと思います。

【日本医師会 江澤委員】

- 資料の C 3 について意見を申し上げます。小規模事業所においては、改修など費用がかかることにすぐに対応するのは難しいと思います。その中で、特にハードの欠陥、欠点をカバーできるのはソフトのサービスあるいは我々の知恵、サービス対応、接遇ですので、この辺りは非常に重要だと考えます。
- 資料の 2 5 ページ以降に「望ましい」という表現が多々見られます。例えば 2 8 ページの一番下にある「マニュアルを作成し、活用することが望ましい」、3 0 ページのウの視覚障害者等のところの「従業員が円滑に接遇できるよう教育しておくことが望ましい」、3 2 ページの会計カウンターの「商品名を読み上げながらレジに打ち込む」工夫や「支払いの際にせかさなないなど、来店者に応じた対応を行うことが望ましい」。こういったことは、恐らく事業者側もそれほど負担なく自主的に取り組むことが可能だと思いますので、「望ましい」という表現よりはもう少し積極的に踏み込んで対応して頂く方向にしてもよいのではないかと思います。
- 特に視覚障害や聴覚障害者の方の介助あるいは誘導、それから要介護者の車椅子からのトランスファーの介助や、右半身不自由、左半身不自由な方の介助など、基本的な実践、実技みたいなものも是非研修に入れて頂き、いざというときにさっと介助できるようにしておかないと、幾らハードを整えても不具合や支障が生じることは多々あるかと思います。その辺りは専門的なことを求める必要はないので、基本的にちょっとした介助ができるスタッフを事業所に備えておくことが重要ではないかと思います。
- 新型コロナウイルス感染症が流行して全ての事業所が非常にご苦労されている中で、決して障害者の方等が感染症の流行によって本来なら利用できることが利用できないとか、あるいは感染のリスクにさらされやすいといったことは決してあってはならないことです。特にコロナウイルスは唾液にウイルスが非常に多く、大きな声を出したりすることによってエアロゾル的な感染を起こすことも知られておりますので、例えば向き合ったときの距離感の問題など、いろいろなことが指摘されているので、今後改正を行う場合には、そういったことも考慮しておくことで利便性に富んでくるのではないかと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- 今頂きました、三宅委員、佐藤委員、江澤委員のご意見に対して事務局からご発言をお願いします。

【事務局（国土交通省）】

- 日視連の三宅委員より頂いた 1 つ目のご意見は、ロービジョンの方々に対する対応として、陳列そのものを変えるということは難しいのかもしれないけれども、少なくとも例えば値札のつけ方など

について、低い位置、高い位置の値札のつけ方を工夫している事例があるのではないか、そのような事例を是非とも掲載していったらどうかということでした。事務局としても、しっかりとこういった好事例を見つけて、掲載できるものは掲載していきたいと思いますので、もしご存じの事例があれば事務局にお寄せ頂ければ幸いです。

- 2つ目のご意見は待機列について、どこに待機すればいいのか、2メートルをどのように確保すればいいのかについて、視覚障害者の方々にも対応できるようなルールをしっかりとつくるべきではないかということでした。新型コロナ対策の一環として店舗としても取り組んでいかななくてはならないことだと思いますし、事業者の方々のご関心も高い事項だと思いますので、皆様からのご意見を頂戴して記載する方向で検討していきたいと思います。また、それについてはソフトの対応もあるのご指摘でしたので、こちらについても同様に検討させて頂ければと思います。
- D P I の佐藤委員から頂いたご指摘として、Bの店舗内のしつらえについて、テーブルも椅子も固定されているとなかなか柔軟な対応がしづらいので、椅子だけではなくてテーブルも動かせるものとする書き込んでいくべきではないかというご指摘がございました。小規模店舗のという観点でそこまでまだご提案ができてませんでしたので、しっかりと反映していきたいと思います。
- 医師会の江澤委員から、ソフト対応のところについて、比較的事業者の皆様にも負担なく対応できるような内容については、「望ましい」という表現から一歩踏み込んだ表現としてはどうか、というようなご指摘を頂戴いたしました。どこまで書けるかということもありますが、皆様方のご意見も頂戴をしながら検討させて頂ければと思います。
- 同じくコロナ対策として向き合ったときの距離感みたいなところについても考慮した上で、しつらえなどを検討としてはどうかというご指摘を頂戴いたしましたので、こういった観点については、非常に、今、関心の高まっている内容でございますので、こういった点も取り込みながら作成できればと考えてございます。引き続きご指導頂ければと思います。

【不動産協会 吉田委員】

- 先ほどの三宅委員のご発言にありました陳列棚について、私は車椅子なので、スーパーなどに買物に行った際、レジの金額の表示が上を向いていて読めない場合があります。陳列棚は規格品なので全部同じ角度で金額が表示されているので、低いところにある金額は車椅子にとって見やすいのですが、健常者は、上から見ると非常に斜めで見づらい。上の方はまた逆に上を向いているので、車椅子の人には見えにくいような角度でついていることになっています。金額表示の角度ですとか字の大きさですとかを工夫して頂くと大分見やすくなるのではないかと思いますので、その辺を盛り込んで頂くとうれしいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ご指摘踏まえ、記述の仕方は少し工夫させて頂きながら、ご検討頂ければと思います

【日本医師会 江澤委員】

- 資料3の5ページ車椅子使用者用便房の200センチ以上について、先ほどご意見も少しありましたが、200センチ程度と200センチ以上が、インパクトがどれぐらいあるか感じております。特にリクライニング車椅子、あるいはそこに介助者が入るとなると相当なスペースが要るわけですが、200センチ以上でさらに利用者の方の用途に応じてということをお含み頂き、記載して頂ければありがたいと思います。

【DPI 日本会議 佐藤（聡）委員】

- この検討会とはちょっとずれるのですが、共同住宅のバリアフリーのガイドラインを是非作って頂

きたいと思います。家を借りるとき、マンションの入口はバリアフリーなのに、室内に入るとお風呂に段差があって、結局借りることができないということがとても多いのです。ガイドラインは、今まででもあるのですが、たしか2009年以降は改正されていないと思いますので、是非、共同住宅のガイドラインについてもご検討頂きたいと思います。

●資料6 バリアフリー法改正の概要/国土交通省総合政策局

国土交通省総合政策局安心生活政策課杉野補佐より説明

●資料7-1 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（第2期公募）/観光庁

●資料7-2 観光施設のバリアフリー情報の提供を促進する仕組み/観光庁

●資料7-3 バリアフリー飲食施設ガイドの作成について/観光

観光庁観光産業課高橋主査より説明

【東洋大学 高橋座長】

- 資料6から資料7-1、7-2、7-3についてご説明頂きました。こちらの方については、ご質問等がありましたら、それぞれのご担当者の方にご連絡頂ければと思います。
- 大濱委員より、観光庁の資料の関係でご発言をお願いします。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 資料7-1にあるように、オリパラ関係として観光庁で段差解消についての上限50万円の予算を取って頂いており、非常にありがたいことだと思っています。小規模の店舗はお金がないところがほとんどですから、バリアフリーを進めるためには補助金を整備して頂かないと、実現できないと思います。したがって、小規模店舗をきちんとこれから検討するということであれば、オリパラ関係だけではなくて、継続して補助金をつけることを考えて頂きたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- オリパラが終わった後も補助金を継続というご意見を頂きましたので、ご検討のほどよろしく願いしたいと思います。
- それでは、本日の第2回の検討会の議事についてはこれで終了させて頂きたいと思います。ご意見、ご質問等はまだまだあるかと思いますが、引き続きよろしくお願いします。

4. その他

- 資料8 追加意見の提出様式について事務局から説明。
- 本検討会及び小規模店舗WGの追加意見に加え、ヒアリング調査に関する希望の有無と各委員からの好事例の紹介についても依頼。

【国土交通省住宅局 建築指導課長谷川課長】

- 国土交通省建築指導課長の長谷川でございます。本日は、お忙しいところをこの検討会にご出席頂きまして、ありがとうございます。また、様々な貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。
- 冒頭、局長から申し上げましたバリアフリー法の改正の審議の中でも、この建築物のバリアフリー化につきましては様々なご意見を頂きました。その際、赤羽大臣へも、この検討会の状況につ

きまして何度もご説明させて頂きました。特にこの検討会の最大の特徴は、事業者サイド、それから高齢者、障害者団体の皆様方のサイド、これまでにない幅広い関係者の方が一堂に会して議論を進めているといった点に非常に大きな特徴があるのではないかと考えてございます。この強みを生かすためにも、特に各団体の皆様方がそれぞれの立場から意見を積極的に出して頂いて、その意見を一旦テーブルに並べた上で議論を進めていくというのは非常に大事だと思っております。本日も様々な貴重なご意見を頂きました。もう少し早いタイミングで資料をお送りできればよかったのですが、これから各団体の方でまた意見の集約の作業が進んでいくと思いますので、是非、積極的に意見を出して頂ければと思います。

- 追加意見については、7月8日までの意見提出となっておりますが、恐らく団体によっては8日までではちょっと難しいというところもあるかと思えます。そうした場合、事務局の方にもまたご相談頂ければと思います。できれば、次の整理に進むためにも7月中旬ぐらいまでに出して頂ければありがたいと考えているところです。引き続き、よりよいガイドラインの策定に向けてまして活発な議論にご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

5. 閉会

以上